

風紋広場モニュメント取扱い方針の公表及び意見募集について

1 経緯

現在、鳥取県が管理している鳥取駅北口の風紋広場が、平成26年4月から鳥取市の管理する公園となります。これに伴い、現在、風紋広場内に設置されているモニュメント（夢時計21及びおしどりアーチ）の取扱い方針について、市民のみなさまのご意見を募集します。

2 風紋広場概要

設置目的 鳥取県の玄関口である鳥取駅北口に、県内外に誇り得る優れた自然、文化等を実現し、併せてイベント開催もできる県都の玄関口にふさわしい広場を整備する。

供用開始 平成4年4月（鳥取県が都市公園として供用開始）

所在 鳥取市東品治地内

面積 2,400㎡

主な施設 夢時計21、おしどりアーチ、スツール、水飲み、照明、植栽

主な利用 イベント等（約20回/年）

3 風紋広場モニュメントの取扱い方針

現在の夢時計21、おしどりアーチとも20年以上にわたり駅北口のシンボルとして県民、市民に親しまれており、県都の玄関口である鳥取駅北口の都市景観を形成する重要な要素となっています。

設置当初は、ブロンズ像が回転したり、カリオンが音楽を奏でたりしていましたが、老朽化等により現在これらは動いていません。

また、これらを動く状態に修繕するには数千万円を要するとも言われており、現在の状況で長年市民に認知されていることを踏まえ、今後は時計機能（鳥取時間のみ表示）を残し、モニュメントとして引き続き風紋広場に存続させるものです。なお、おしどりアーチの鐘（カリオン）については、支持部の腐食による落下の危険性を考慮し撤去することとします。

4 今後のスケジュール（予定）

平成25年11月 風紋広場の移管に伴うモニュメント取扱い方針とりまとめ（市）
風紋広場移管協議およびモニュメントに関する意見募集（県・市）
※市意見募集期間 11月15日～12月6日
県は、公表の準備中
※意見等については公表期間終了後、県市で内容を検討し風紋広場移管協議の参考とします。

平成26年 3月 風紋広場引継ぎ
4月 鳥取市都市公園として供用開始



夢時計21



おしどりアーチ

[ホーム](#)[くらしと環境](#)[福祉と健康](#)[仕事と産業](#)[市政と広報](#)[まちづくり](#)**鳥取駅前風紋広場のモニュメント取り扱い方針について!**

現在、鳥取県が管理している鳥取駅北口の風紋広場が、平成26年4月から鳥取市の管理する公園となります。
これに伴い、現在、風紋広場内に設置されているモニュメント(夢時計21及びおしどりアーチ)の取り扱い方針について、市民のみなさまのご意見を募集します。

風紋広場概要

設置目的 鳥取県の玄関口である鳥取駅北口に、県内外に誇り得る優れた自然、文化等を表現し、あせてイベント開催もできる県都の玄関口にふさわしい広場を整備する。
供用開始 平成4年4月(鳥取県が都市公園として供用開始)
所 在 鳥取市東品治地内
面 積 2,400㎡
主な施設 夢時計21、おしどりアーチ、スツール、水飲み、照明、植栽
主な利用 イベント等(約20回/年)

風紋広場モニュメントの取り扱い方針

現在の夢時計21、おしどりアーチとも20年以上にわたり駅北口のシンボルとして県民、市民に親しまれており、県都の玄関口である鳥取駅北口の都市景観を形成する重要な要素となっています。
設置当初は、ブロンズ像が回転したり、カリオンが音楽を奏でたりしていましたが、老朽化等により現在これらは動いていません。
また、これらを動く状態に修繕するには数千万円を要するとも言われており、現在の状況で長年市民に認知されていることを踏まえ、今後は時計機能(鳥取時間のみ表示)を残し、モニュメントとして引き続き風紋広場に存続させるものです。なお、おしどりアーチの鐘(カリオン)については、支持部の腐食による落下の危険性を考慮し撤去することとします。



夢時計21



おしどりアーチ

今後のスケジュール(予定)

平成25年11月 風紋広場の移管に伴うモニュメント取り扱い方針とりまとめ(市)
風紋広場移管協議およびモニュメントに関する意見募集(県・市)
11月15日～12月6日 3週間程度
平成26年 3月 風紋広場引継ぎ
4月 鳥取市都市公園として供用開始

ご意見・お問い合わせ

ご意見・お問い合わせは以下のお問い合わせ先へ、メールまたはFAXでお願いします。

—お問い合わせ—
都市整備部都市緑化推進室公園係
☎0857-20-3273
☎0857-20-3048
✉toshiryokka@city.tottori.lg.jp

000342

[庁舎](#)[連絡先一覧](#)[事務分掌](#)[組織で探す](#)[サイトマップ](#)[サイトについて](#)

鳥取市は、環境管理の国際規格ISO14001(2004年版)を認証取得し、「[鳥取市環境マネジメントシステム](#)」に基づいて、環境に配慮した業務を行っています。

〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地
TEL:(0857)22-8111 FAX:(0857)20-3040
各課(室)へのお問い合わせは[こちら](#)から